

第745回 通関協議会（本関地区）

1. 日時 令和3年9月7日（火） 14時～
2. 場所 日本関税協会 横浜支部 事務室（オンライン実施）
3. 議題等 横浜税関からの説明
 - (1) 業務部 小嶋次長 挨拶
 - (2) 大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税について
 - (3) 原産地ポータルお知らせ
 - (4) 原産地証明識別コード
4. 連絡事項等

大韓民国及び中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く)産水酸化カリウムに 対する不当廉売関税の課税について

NACCS 掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】大韓民国及び中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く)産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税について

2021 年 8 月 13 日

関税定率法の別表第二八一五・二〇号に掲げる水酸化カリウムであって、大韓民国及び中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)を原産地とするものに対して不当廉売関税が課されていますが、「水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令(令和 3 年政令第 231 号)」に基づき、同税が課される期間が令和 8 年 8 月 12 日(水)まで延長されます。

「21. 内国消費税等種別コード(輸入)」(共通)

大韓民国及び中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)産
水酸化カリウム(2815.20-000(6))

NACCS 用コード	適用税率(%)	
S006001	49.5	大韓民国産
S006002	73.7	中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く)産

参 考

- ・水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令(政令第 231 号 令和 3 年 8 月 13 日)
- ・財務省告示第 218 号(令和 3 年 8 月 13 日)
- ・個別通達「水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについての一部改正について」(財関第 614 号 令和 3 年 8 月 13 日)



現在位置: [原産地規則ポータル](#) > [協定・法令等](#) > ペルー共和国におけるTPP11協定(CPTPP)の発効日等について

ペルー共和国におけるTPP11協定(CPTPP)の発効日等について

2021年7月30日

(2021年8月20日更新)

2021年9月19日より、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「TPP11協定」という。)が未発効となっていたペルー共和国(以下「ペルー」という。)について効力を生ずることとなりましたので、お知らせします。

同日より、ペルーを原産地とするTPP11協定上の原産品について、同協定に基づく特惠税率(以下「EPA税率」という。)(※)を適用することが可能となります。

(※)国別譲許品目を除いて(参考3)、TPP11協定が既に発効している締約国に適用される税率と同じ税率。

【留意事項】

1. TPP11協定においては、EPA税率適用要求手続として、自己申告制度が採用されています。自己申告制度とは、貨物の輸入者、輸出者又は生産者が、自らが有する情報に基づき、当該貨物が原産品である旨を申告する書面(以下「原産品申告書」という。)を作成し、輸入者が輸入国税関にその原産品申告書を提出することによりEPA税率の適用を要求する制度です。ペルーを原産地とする貨物についても自己申告制度が適用されます(参考4)。自己申告制度の手続については、「(参考2)「自己申告制度」利用の手引き～CPTPP～」をご覧ください。
2. 2021年9月19日以降、ペルーを原産地とする貨物のうち、一般特惠関税制度上の特惠税率(いわゆる一般特惠税率(GSP税率))がEPA税率より高い品目又は同じ税率の品目については、一般特惠税率は適用されません。
3. TPP11協定の規定を満たす産品については、
 - ペルーについてTPP11協定が効力を生ずる日に日本に輸送中の貨物、又は、
 - 既に日本に到着し保税地域に蔵置されている貨物を、ペルーについてTPP11協定が効力を生ずる日後に輸入申告する場合、

必要なEPA税率適用要求手続が行われることを条件として、EPA税率の適用が可能となります。

(参考1)内閣官房TPP等政府対策本部HP「[西村大臣による記者会見の概要](#)」

(参考2)「[自己申告制度](#)」利用の手引き～CPTPP～

(参考3)品目コード「1005.90-099」に分類されるジャイアントコーン及びパープルコーンについては、ペルーに対してのみ譲許(即時撤廃)。

(参考4)ペルーについては、協定附属書3-Aの適用はありません。

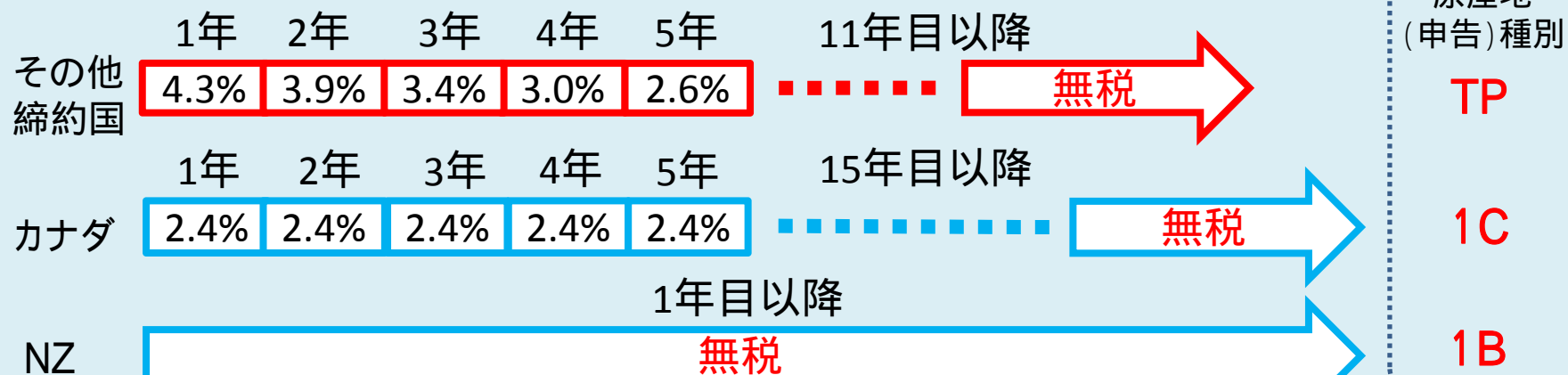
TPP11協定(CPTPP)における原産地証明識別コード

原産地証明書識別コード体系

原産地証明書識別(4桁)の体系 = 原産地(申告)種別(2桁) + 原産地証明者等区分(1桁) + 貨物の種類(1桁)

原産地(申告)種別		原産地証明者等区分	貨物の種類	
TP	TPP協定	T 輸出国当局が発給した原産地証明書(第三者証明)	EPA	
1A	TPP税率差適用用国別コード(メキシコ)	A 認定輸出者による自己証明(原産地申告)		1 EPA関税割当品目で、EPA関割証明書及び原産地証明書(若しくは原産品申告書)の提出があるもの【EPA関割証明書及びCO等を提出】
1B	TPP税率差適用用国別コード(ニュージーランド)	P 製造者による原産品申告書		2 EPA関税割当品目でEPA関割証明書があり、少額扱い貨物【EPA関割証明書提出、CO等提出なし】
1C	TPP税率差適用用国別コード(カナダ)	E 輸出者による原産品申告書		3 EPA関税割当品目で、税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【EPA関割証明書提出、CO等提出なし】
1D	TPP税率差適用用国別コード(オーストラリア)	I 輸入者による原産品申告書		4 EPAに基づく原産地証明書(若しくは原産品申告書)の提出がある貨物【CO等を提出】
1E	TPP税率差適用用国別コード(ベトナム)	O 原産地証明書等の提出が不要な場合		5 少額扱い貨物【CO等提出なし】
1F	TPP税率差適用用国別コード(ペルー)			6 税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【CO等提出なし】
			7 EPAに基づく原産地証明書(若しくは原産品申告書)の提出猶予申請を行う貨物	

例) SPF製材 HS440711.110



共通譲許、国別譲許の「他の締約国」の場合は「TP」、各国別の譲許の場合は、各国の国別コードを入力。